

時局日誌（十七）

Y
H
生

十二月十三日 物品販賣價格取締規則中改

正（商工省令第五六號）公布。

敵都南京に脅懾の聖師殺到遂にこれを陥れてから滿一年、此日はその記念日である、皇軍今や武漢、廣東を席捲その第一線に武威赫々たる時一ヶ年前の廢墟南京は皇化に浴して面目一新的復興振りを示し維新政府の施政と相俟ち新東亜建設の偉業は如實に示されてゐる、平和に蘇つ、た南京在留の邦人達はこの喜びの日を迎へ數々の記念の催しを行ひ皇國への感謝を新たにした。

南支派遣軍最高指揮官安藤將軍は蒋介石に對し昨十二日左記挑戦狀を發した。

「蒋介石に與ふ、夫れ天下の大道は炳乎として大日輪の如し、風雲何ぞ怖れんや、茲に蔣介石弑暴天下を毒し無辜の民衆を塗炭の苦に落す、其の罪萬死に値せんばあるべからず、我が大日本帝國南支派遣軍はバイアス灣敵前上陸に於て世界の列強を驚倒敵服せしめ

破竹の勢を以て鎧袖一觸、惠州、博羅、增城を葬り數日にして大廣州を攻略、更に掃蕩の陣を東江南岸地區に進めて第一五三師並に第一五一師の敵數千を殲滅せり、その戰鬪に於ける廣東の陥落は我軍は僅かに一、二ヶ大隊を以て當れるのみ誠に脾肉の數に堪へず、崩く武人の面目に於て處決せんことを。

ソヴィエト政府は八日エジヨフ内務人民委員を罷免し後任にヨルジヤ共産黨書記ラブレンチ・ペリアを任命したが、その罷免理由は肅清工作の行き過ぎによるものと云はれてゐる、即ち一、リトヴィノフ外務人民委員はエジヨフ内務人民委員がその家宅搜索をなし、又理由なくして外務人民委員部内の高官を逮捕したこと、ヴォシロフ国防人民委員は副官モロゾフ大佐がスペイ嫌疑で検挙され遂にルビアンカ監獄で自殺したのは全くの無實だと豪語してゐる、共産黨もエジヨフ内務人民委員の無暴なる壓倒振りを訴へスターイン書記長に陳情した、北極探險隊として國內に壓倒的人氣を有するシユミツト博士らエジヨフの態度を怨嗟するに至つた等の諸事實に鑑みスターリン書記長も遂にエジヨフ内務人民委員の更迭を断行するの餘儀なきに至つたのだといはれる、斯くて肅清開始以来ペウ長官として辨腕を揮つたエジヨ

フ氏も結局前任長官たるヤーコタと連命と共にし銃殺に處せられるのではないかとの観測がワルソーでは有力となつた。

新たに内務人民委員兼ゲ・ペウ長官にて一斉に逮捕した。

ハル長官の全體主義國家攻撃の意思表明第八回汎米會議アメリカ首席代表ハル國務長官は第二日の十日午後五時列席の二十ヶ國代表を前に第一聲を放ち全體主義國家の脅威の前に米州諸國は相協力し結束する必要がある旨を強調し左の如く述べた。

「外國の軍事的政治的侵略に對する充分なる防備は米州諸國に通ずる緊急且権要なる問題であり吾人は全部互に協力して努力せねばならぬ各國は共通利害責任の分擔に應ずる爲自ら其の方策を決定せねばならぬ、アメリカの關知する範圍内で

は武装挑戦の可能性の存在する限りアメリカは充分なる陸海空軍設備を存續することは疑ひない、殊に米州の他の諸國が同様のことをなすやう要請するものではないが、他の諸國がアメリカの例に倣ふならば其の他の國の利益となることは明かである」と次でハルアメリカ代表は全體主義國家の名を指摘せず之を辯護せんとして「專制的政治的形態は人類を數世纪間奴隸的墮落に陥らしめ來つたが、今や再び我が半球に不吉な影を投げかけてゐる、此の種思想的宣傳が他國に於て既存諸施設及社會の設備を顛覆破壊しようとしてゐる、此の思想的侵略は(一)民族的並に階級的優越の誤まれる學説(二)今日世界の或る方面で再び勢力を得づゝある國家支配の要求に根柢を置く活動である、汎米諸國は内政問題不干涉の相互尊重並に公正な取扱いを主とする汎米諸國間の關係に背馳する活動乃至武力に依る侵入を阻止するための見解と一致させね

ばならぬ」と述べ更に汎米會議の主要目的に言及し左の如く結論した「予は今日の汎米會議が(一)平和機構を強化し(二)國際平和の基礎を強化する方法を發見すべく(三)健全なる經濟關係の一層鞏固なる基礎を擴張し(四)國際文化關係の基礎を一層廣汎且鞏固にし全世界の和平を促進する爲の事業を實行することを勧告する。世界各國が是等の原則を全世界に樹立することは世界各國が即時利益を齎し之に代る力に訴へる政策は各國を廢滅に導くものである。」

寧夏、陝西兩省及びオルドス各地の共產第八路軍の根據地を連日爆撃中の山濱爆撃部隊の〇〇機は十三日午前大舉して陝西省内輸地の軍事施設を爆撃、一部は再び赤都延安を急襲して大型爆弾の雨を降らせ、共產大學その他の重要建造物を破壊し多大の職業を收め、更に一部はその東方延川を爆撃した、しかも共產軍の軍事施設に對しては徹底的な攻撃をなす反

面、一般民衆に對しては傳單の雨を降らして赤色宣傳下にある民衆に東亞現實の正姿を知らしめ多大の效果を收めつゝ全機無事〇〇基地に歸還した。

厚生省では事變下の社會情勢に鑑みて社會事業の強化を圖らんとし社會事業團體を統制せんことを企てて居つたが、其の成案を得た其の要旨は次の通りである。

一、全國における公私社會事業の指導運営を圖りこれが一體としての統一的活動を期すると共に斯業に關する諸般の調査、研究をなし社會事業の健全なる發達促進に資することを目的とするこ

ト

業團體乃至施設の全部を包含せしめ名實共にその地域の社會事業聯合體たらしめること

一、右と同時に協會内部の機構を改善擴充すること

十二月十四日

我が陸の荒齋高橋、鹽田、石川、加藤、齊藤、井上の諸部隊は十四日午前密雲を纏つて出動、梧州西北方約百キロの昭平を急襲し附近江上に集結せる敵船舶五、六十隻を發見、悉く爆沈せしめ、更に午後は再び惡天候を衝き、翼を連ねて出動從化西北方駕頭塘附近に齎く敵七、八百に猛爆を加へ多大の損害を與へ全機悉々歸還した。

新らしき北支の誕生日十四日の臨時政府成立一周年記念日を迎へて、首都北京は新生の喜びと慶祝の歡呼が一杯に氾濫した、此の日北京は戸毎に五色旗や日章旗

がはためき六十萬市民舉つての喜びを表象し正陽門、崇文門など附近目抜きの街

には慶祝塔が立ちこの晴れの日の北京を
滿艦飾で彩つて居る。

十二月十五日

興亞院官制(勅令第七五八號)、興亞除連
緒部官制(勅令第七五九號)、文官任用令

中改正(勅令第七六四號)、奏任文官特別
任用令中改正(勅令第七六五號)、興亞院

調査官ノ特別任用ニ關スル件(勅令第七
六六號)、現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ
興亞院ノ部長若ハ調査官又ハ興亞院連絡
部ノ長官若ハ次長ニ專任セラレタル者ノ
分限等ニ關スル件(勅令第七六八號)、電
話規則中改正(遞信省令第八二號)、飼料
輸入制限規則(農林省令第四七號)公布。

海軍の本年度定期異動第三回分は十五日
附發令された、今回を以て本年度の定期
異動は終了するが今回の分はベイアス灣
上陸珠江啓開等廣東攻略に際し南支方面
海軍最高指揮官として偉勳を樹てた鹽澤
幸一中將が軍令部出仕に轉補されたのが

特に目立ち、更に揚子江過江部隊指揮官
と共に其の成績を援用し、支那民衆を

近藤英次郎少將の横鎧出仕、伊藤整一少
將の人事局長、宇垣纏少將の軍令部第一
部長、堀江六郎少將の新設第十一聯合航
空隊司令官轉補等がその主なるものであ
る。

十二月十六日

興亞院新設に際し近衛首相から左の如き
談話を發表した。

近衛首相談「本日茲に興亞院官制及之に
伴ふ關係勅令の公布を見、東亞建設の使
命を擔ふ可き行政機關の整備を見るに至
つた事は、今や支那事變が既に建設に着手
すべき段階に迄進展して來た際におい
て實に意義あることと考へるのである。

今日設置を見た新機關は正に此の要求に
副はむとするものであつて、内には支那
事變處理に關する國內諸般の力の綜合調
整を圖り、外には連絡部を通じて支那現
地との連絡を探り、眞に對支政策の樹立
及經營の中権として活動して参ることと
なるのである、政府は此の新機關の整備

に伴ひ一段と充實強化せられたる態勢の
下に東亞建設の企畫運營に萬全的努力を
致し以て一層力強く本事變究極の目的達
成に邁進する決心である」と

陸軍中將 柳川 平助

任興亞院總務長官興亞院文化部長事務取

報を命ず

任興亞院經濟部長 總領事 日高信六郎
任興亞院政務部長陸軍少將 鈴木 貞一

帝國技師兼東京 大學教授 宮本武之輔
任興亞院技術部長

任興亞院總裁秘書官

江藤 夏雄

十二月十七日

武漢攻略に三軍を指揮し赫々の御武勲を

樹てられし東久邇宮殿下には本日午後一時四十八分飛行機にて福岡飛行場御着、御歸還遊ばされた。

十二月十八日

今夏來軍參謀として武漢攻略戰に御勇戦遊ばされた賀陽宮恒鑑王殿下には今般陸軍大學校兵學教官に轉補せられ、本日午後一時九分御慈なく福岡飛行場御着、六時十四分諒多驛發列車で御歸京遊ばされた。

十二月二十一日

樞密院官制中改正（勅令第七七四號）公

布。

時局日誌

海軍航空隊の一部は去る十一日以來十五日に至る間芝罘、登州及び北雲臺南西に任興亞院經濟部長 總領事 日高信六郎内務技師兼東京 大學教授 宮本武之輔帝國大使と之に多大の損害を與へたり。尙芝罘南東地區一帯に割據せる殘敵掃蕩のため海軍陸戰隊は治安隊百八十名と共に十五、十六日に互り進撃を開始し、所在の敵を殲滅して同地區一帯を確保せり。

海軍陸戰隊は珠江方面において去る十四日以來、蓮花砲臺より浮遊に至る沿岸地區一帯に散在せる敵トーチカ陣地十七個を爆破（計二十九個）珠江本流の敵陣地を潰滅せり。十五日より十八日に至る期間海軍航空隊は惡天候を冒し左記個所を攻撃、何れも多大の損害を與へたり（イ）

（二）東亞永遠の和平を冀求する帝國の東西新秩序建設に對する熱意と責務（二）日

滿支三國協同體結成による東亞の政治的

經濟的自衛の達成（三）支那の自主權確立（四）日滿支經濟アロツク結成と列國との

方面に於ては兵備其他軍事施設を粉碎せり（ロ）西江方面偵察部隊は水口墟東方に於て敵砲艦一隻を大破、傾斜せしめたる

外軍用船一隻を爆沈其他の一部隊は高要附近敵陣地及び軍用舟艇數隻を攻擊し砲

艦一隻を爆沈せり、（ヘ）交通路の遮断に向へる部隊は粵漢線沙口坪南方の鐵橋を爆擊し線路多數を切斷せり。

英米兩大使との自由討議の形式による會談によつて帝國興亞外交の意圖闡明に努

力してゐる有田外相は十九日午後三時半より約一時間半に亘り外相官邸在京外

人通信新聞特派員と初會見を行つた、同

人會見は國際情勢が微妙な展開を示してゐる際とて注意を惹いてゐたが、有田外相

は別項の如きステートメントを發表した

（一）東亞永遠の和平を冀求する帝國の東

西新秩序建設に對する熱意と責務（二）日

滿支三國協同體結成による東亞の政治的

經濟的自衛の達成（三）支那の自主權確立（四）日滿支經濟アロツク結成と列國との

經濟關係につき帝國の方針を明示し特に

經濟的方面における新門戶開放の原則即ち將來支那における第三國の經濟活動

は新體制にて結合さるゝ日滿支三國の國

防及び經濟的自主達成に必要なる制度を

受くべきものにして且政治的特權を伴ふものならざることを必要とする』との點を初めて聲明しこれを明確にした、この點今回の外相ステートメントは去る十一月十八日附對米回答につき割期的意義を有してゐるものである、つゞいて質問應答が行はれたが、外相は米國の對蔣借款許與に關し右は日滿支三國の經濟的連帶關係確立を愈促進せしむるものであると

帝國政府の態度を表明し同時に九國條約に關し同條約は條約として存續するがすでに舊時代の遺物であると斷じ九國條約廢棄問題に關し帝國の見解を披瀝したこととは重視される。

十二月二十一日

厚生省分課規程中改正 厚生省分課規程

中左の通り改正し一昨二十日より施行の旨發表、豫防局優生課所管事項中「一精神病ニ關スル事項」ノ次ニ「一花柳病ニ關スル事項」ヲ加へ同豫防課所管事項中二結核、「トラホーム」、癩、花柳病其

ノ他慢性傳染病ニ關スル事項」ヲ「一結核、「トラホーム」、癩其ノ他慢性傳染病ニ關スル事項」ニ改ム。

金融評議會委員囑託 本月三日金融評議會委員を左の通り囑託せりと發表、

株式會社日本勸業銀行總裁 石井 光雄

株式會社臺灣銀行頭取 保田 次郎

株式會社臺灣銀行頭取 森 廣藏

(各通) 行協會常任理事事務官 濱澤 敏三

株式會社東京取引所理事長 杉野 寧精

株式會社大阪取引所理事長 柴山 鶴雄

株式會社上海取引所理事長 蔡吉

金融評議會委員ヲ囑託ス。

十二月二十一日

厚生省分課規程中改正 厚生省分課規程

一昨十九日南支方面において海軍航空隊は粵漢線交通路偵察攻撃に際し英德下流において軍用船艇數隻爆破粉粹したる外沙口坪南方の鐵橋を大破せり。

維新政府治下の江蘇、安徽、浙江三省に蠢動しつゝある共產軍新編第四軍その他

につき二十一日任綏靖部長はその殲滅方針を表明した。

百、五百と奥地の山嶺にひそんで居りそれが新四軍の看板を掲げてゐるが實情

はいはゆる新四軍首腦部の共產黨員の指揮命令は受けをらず看板だけで土匪同様の行動を續けてゐる、これらの土匪の

中心は第一が江蘇省北部で李明楊を總司令とする五萬の兵力で皇軍に包囲されて

おり、第二は安徽省江北に敵軍の「前線」

と稱する遊擊隊の集團があり、第三に上

海租界に首腦部のある浦東地帶の匪賊團

があり租界を足場に敵軍と聯絡をとつて

をり維新政府としてもこの意味から租界

が治安の大きな妨害をなしてゐるのに憤慨してゐる。

安徽省銅陵、順安の殘敵掃蕩を終へた石

谷、志摩等の各部隊は去る十日朱村、裏

郎鎮方面に進出、附近一帶の山嶺地帶に蟠踞する頑敵を西南方に掃蕩して十三日木鎮を奪取、更に豪雨を冒して十九日夕

刻敵の重要な據點青陽縣城に日章旗を立て
多數の戰利品を獲得した。

十二月二十二日

農林計畫委員會官制(勅令第七七六號)公布。

帝國政府は東亞新秩序建設は共同の目的
に繋る日滿支三國の結合によつて達成さ
るものである。支那に於てこの東亞新
秩序建設の帝國の眞の意圖を理解してこ
れに協力せんとする眞眼の士とは相共に
携へて東亞新秩序の建設に邁進するの帝
國の態度を明示した、即ち近衛内閣總理
大臣談に「政府は本年再度の聲明におい
て明かにしたる如く、終始一貫、抗日國民
政府の徹底的、武力掃蕩を期すると共に、
支那における同憂具眼の士と相携へて東
亞新秩序の建設に向つて邁進せんとする
ものである、今や支那各地に於ては更生
の勢ひ澎湃として起り、建設の氣運愈々
高まるるを得せしむるものがある、是
に於て政府は、更生新支那との關係を調

整すべき根本方針を中外に闡明し、以て

帝國の眞意徹底を期するものである、日

滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目

的として結合し、相互に善隣友好、共同

防共、經濟提携の實を擧げんとするもの

である、之が爲には支那は先づ何よりも

舊來の偏狹なる觀念を成算して抗日の愚

と滿洲國に對する拘泥の情とを一擲する

ことが必要である、即ち日本は支那が進

んで滿洲國と完全なる國交を修めんこと

を率直に要望するものである、次に東亞

の天地にはコミニンテルン勢力の存在を許

すべからざるが故に、日本は獨伊防共

協定の精神に則り、日支防共協定の締結

を以て日支國交調整上喫緊の要件とする

ものである、而して支那に現存する實情

に鑑み、この防共の目的に對する十分な

保障を擧ぐる爲には、同協定繼續期間

中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認む

ること及び内蒙地方を特殊防共地域とす

べきことを要求するものである、日支經

濟關係に就いては日本は何等支那に於て

經濟的獨占を行はんとするものに非ず、

又新しき東亞を理解しこれに即應して行

動せんとする善意の第三國の利益を制限

するが如きことを支那に求むるものにも

非ず、唯飽く迄日支の提携と合作とをし

て實效あらしめんことを期するものであ

る、即ち日支平等の原則に立つて、支那

は帝國臣民に支那内地に於ける居住營業

の自由を容認して日支兩國民の經濟的利

益を促進し且日支間の歴史的經濟的關係

に鑑み、特に北支及び内蒙地域に於ては

その資源の開發利用上、日本に對し積極

的に便宜を與ふることを要求するもので

ある、日本の支那に求むるものゝ大綱は

以上の如きものである、日本が敢て大軍

を動かせる眞意に徹するならば、日本の

支那に求むるもののが區々たる領土に非ず

又戰費の賠償に非ざることは自ら明かで

ある、日本は實に支那が新秩序建設の分

擔者としての職能を實行するに必要なる

最小限度の保障を要求せんとするもので、ある、日本は支那の主権を尊重するは固然、進んで支那の獨立完成の爲に必要とする治外法權を撤廃し且つ租界の返還に對して積極的な考慮を拂ふに資ならざるものである。と

東亞國策研究會では二十二日午後一時より丸之内中央亭に總會を開き左の如く發表した。

東亞國策の基本原則　一、大日本帝國は亞細亞興隆のため一大プロック體制を建設することを目標としその第一次的に基礎的段階として東亞プロック體制を構成すること。一、東亞プロック體制は共存共榮の大方針に基く協同體とすること。一、東亞プロック體制は共產主義を排し功利主義を斥け物心一如の新東洋文化を創造發揚すること。

一、東亞プロック體制下の各國家は外交及び國防を共同責任とすること。

一、東亞プロック體制は全體的經濟力

發展のため綜合的方針の下に適地適產主義を行ひ且つ資源、資本、技術等に關する相互扶助關係を緊密化すること。一、東亞プロック體制下の各國家の内政に關しては各國家的特性を尊重すること。一、東亞プロック體制は國際的親善關係を保持し以て世界平和に貢獻すること。一、東亞プロック體制は防共的立場に立つ諸國家に對しては特に盟友關係を密にすること。

政治體制の基本原則　一、國體の本義に則り日本獨特の立憲政治を顯揚すること。一、君民一體の家族國家體制を充實發展せしむること。一、國民の行動は凡て大政翼賛の臣節に立つべきこと。一、自由主義的憲政常道論並に專制獨裁の政治理想を排すること。

一、内閣を強化し各省割據の弊を矯め且つ國策調査、豫算編成、重要人事、情報宣傳に關する直屬機關を持つこと。

一、帝國議會は公議を代表し國政に基き經濟を適正に統制すること。

の審議を行ふ大政翼賛の機關としてその機能を完全に發揮せしむるため現行議會制度は之を改革すること。一、大政翼賛の國民意思を綜合統一するため國民の政治組織を可及的單純化すること。一、現行司法及び行政制度を改革すること。

經濟體制の基本原則　一、公私一切の經濟は日本民族傳統の皇土皇民の信念に基き更に皇國の本質が家族的協同體たるに鑑み個人的營利觀念を排し皇國の發展に奉仕すべきものなること。一、公益は私益に優先するを本旨とすること。一、國家は國民各員をして現在及び將來に瓦りその所を得しめ安んじて報國の義務を遂行せしむるに足るやう經濟政策を樹立すべきこと。一、國家は國民各員の創意を十分に尊重すること。一、國家は公私一切の經濟の調整を期すること。一、國家は如上の方針に基き經濟を適正に統制すること。

貴族院議員民政黨顧問武富時敏氏は老衰のため二十二日午後五時三十分逝去した

如くである。

貴族院

享年八十四。

十二月二十三日

農業保険法施行令勅令（第七八二號）公布。

伊東文部次官の勇退によりこれが後任には石黒北海道長官に決定、右に伴ふ地方長官の異動は左の如く發令された。

北海道廳長官 石黒 英彦

任文部次官

神奈川縣知事 半井 清

任北海道廳長官

長野縣知事 大村 清一

任神奈川縣知事

前警保局長 富田 健治

任長野縣知事

文部次官 伊東 延吉

依願免本官

第七十四議會は二十四日召集されるが二十三日現在の貴族兩院各派の勢力は左の

十二月二十六日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ

命ス

我が軍の西部陸海線砲擊爆擊により連絡を遮断された潼關の敵は二十一日を期し

て黃河を隔てた對岸風陵渡の奪還を企て同日午前二時半風陵渡東方楊賢村の高橋

部隊に夜襲して來たが二時間で撃退、又

七十七師の一部は輕機を持ち同四時西宜

村へ、四時半には六官村營備隊へ迫撃砲

で北からそれゝ襲來したが我が軍に擣

退された。

フランス政府は二十三日開始されたフランコ軍の總攻撃が着々戰果を收め人民戰

ソノ軍の總攻撃が着々戰果を收め人民戰

線軍は續々敗退してゐる旨二十四日夜左

の如く公表した、二十三日早朝を期して

カタロニア戰線全線に亘り總攻撃を開始

した我が軍は人民戰線軍の抵抗を排除し

つゝ進撃を續け二十四日午後九時迄に約十五哩前進した、進撃の途中我が軍は多

くの村落を占領し人民戰線軍兵士を多數捕虜とした、更に我が軍は人民戰線軍飛

行機二十三臺を射落した。

十二月二十五日

我が陸の猛鷲中村、兒森兩爆撃隊及び鎗

木戦闘隊は二十四日相効力して長驅再び

西安を襲ひ果敢な爆撃を行つた、即ち同

日午後二時西安上空に達した中村部隊○

○機は西安飛行場及び格納庫並に附近軍事施設を又兒森部隊の○○機は西安の省公署その他重要建物をそれゝ徹底的に爆破した。

數日來天候恢復の機を待望しつゝある海

軍航空隊は二十四日南支方面に於て桂林市街を空襲、市中に散在する重要軍事

施設を爆撃、これに大損害を與へ、三、四ヶ所より盛んに誘爆を起さしめたり、

既に數次に亘る我が攻撃に市街軍事據點

は概ね潰滅するに至れり、市中陣地より

の高角砲機銃の防禦銃砲火は極めて熾烈

なりしも我が方損害なく全機無事歸着せり、又同日他の一部隊は青島江方面の偵察攻撃に任じつゝありしが、赤塘埠下流

及び新品附近に於て大型軍用船一隻を大

破、その他倉庫一、軍用舟艇二を大破せ

り。

十二月二十六日

神武天皇聖蹟調査委員會官制（勅令第七

八四號）公布。

畏くも、天皇陛下には二十六日の第七十

四議會の開院式勅語において時局に對す

る聖慮を垂れさせ給うて特に長期戦下に

處する國民精神の昂揚と國家總力の發揮

に大御心をかけさせられ國民の嚮ふとこ

ろを示させ給ふ御明鑑を下し給うた、聖

慮済に畏き極みで聖勅を拜し貴衆兩院議

員一同ひたすら恐懼感激してゐる。

勅 詞

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及

衆議院ノ各員ニ告ク

帝國ト締盟各國トノ交際ヘ益々親厚ヲ加

フ朕深ク之ヲ欣フ

朕カ將兵ハ克ク艱難ヲ排シテ已ニ支那ノ

要域ヲ戡定シタリ然レトモ東亞ノ新秩序

ヲ建設シテ東亞永遠ノ安寧ヲ確保センカ

爲ニハ實ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ

發揮トニ俟タサルヘカラス

朕ハ舉國臣民ノ忠誠ニ倚信シ所期ノ目的

ヲ達成セムコトヲ期ス

朕ハ國務大臣ニ命シテ昭和十四年度及臨

時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ

帝國議會ニ提出セシム卿等其レ克タ時局

ノ重大ニ稽へ和衷審議以テ協賛ノ任ヲ竭

サムコトヲ期セヨ

參議院に於て議決せる奉答文

恭シク惟ルニ

車駕親臨シテ茲ニ第七十四回帝國議會開

院ノ盛式ヲ行ケサセラレ優渥ナル勅語ヲ

賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス今ヤ皇軍忠勇

倍々威武ヲ揭ケ國民熱烈愈々忠誠ヲ效シ

舉國一體東亞安定ノ確立ニ是レ努ム臣等

謹ミテ聖旨ヲ奉體シ慎重審議協賛ノ任ヲ

イムコトヲ期ス

陛下ノ隆恩ニ應へ奉リ下國民ノ委託ニ酬

衆議院議長臣小山松壽誠恐誠惶謹ミテ奏

五

外國電報規則中改正(遞信省令第八三號)

外國無線電報規則中改正(同第八四號)

日滿電報規則中改正(同第八五號)、日滿

無線電報規則中改正(同第八六號)、日華

電報規則中改正(同第八七號)、日華無線

電報規則中改正(同第八八號)、國際電話

規則中改正(同第八九號)、電報規則中改

正(同第九〇號)、無線電報規則中改正(同

第九一號)、私設無線電信無線電話規則中

改正(同第九二號)、私設電信私設無線電

信公衆通信取扱規則中改正(同第九三號)

無線通信士資格検査規則中改正(同第九四號)公布。

本年掉尾の論功行賞、支那事變關係第七

回分(海軍第六回分)は二十六日發表さ

れた、人員は陸軍六千三百五名、海軍九

十四名、合計六千三百九十九名何れも戰

歿者であるがこの中には今事變關係とし

て初めて恩賞に預かる戰病死將兵、陸海

軍併せて約三百八十名が含まれてゐる、

而して陸軍關係は主として徐州外廓、南京

の各戰線に殊勳を樹て、昨年七月二十九

日乃至今年九月二十三日までに戰歿した

將兵、軍屬、海軍關係は揚子江沿岸をば

じめ連運港、芝罘、南支沿岸、蘭州、漢

口、孝感、南昌、上海附近等で赫々たる

功績を樹て、昨年八月二十二日から今年

七月八日までの間に陣歿した遼江作戰部

隊の勇士並に海の荒鷺が中心をなしてゐ

る。

十一月二十七日

日支國交調整東亞新秩序の建設に對する

帝國政府の根本方針に關する二十二日の

近衛首相談發表に對して、疆蒙聯合委員

會は二十七日委員會當局談の形式で聲明

書を發表し首相の聲明に對し滿腔の敬意

を表すと共に將來益々防共アジアの新

協同體の一員としての責務遂行に邁進す

る旨の不動の決意を表明した。

維新政府行政院長梁鴻志氏は近衛首相の

聲明に呼應し二十七日午後談話の形式で

聲明し、近衛首相聲明に全幅の支持を表

明した。

大本營陸軍部では二十六日事變發生以來

本年十一月末に至る十七ヶ月間における

彼我損害及び鹵獲品の調查結果を發表し

たが、右によれば敵の遺棄死體のみで上

海戰の八萬一千、南京戰の八萬三千、徐

州戰の十二萬三千、北支方面掃蕩戰の九

萬九千、武漢戰の十九萬五千などを初め

として總計實に八十二萬三千三百名に達

し敵に與へた損害總計は少くとも二百萬

人を超すものと推算されてゐる、この間

尊き護國の鬼と化した我が忠勇なる將士

の數は四萬七千三百三十三名である、而し

てこの間に於る主なる鹵獲品の數は現在

判明した分は左の如くであるが、實際は

これより遙に多數に上る筈である。

△小銃二十萬八千△機銃一萬一千△青

龍刀一萬三千△野騎山砲六百八十一△迫

擊砲千二百△戦車トラック五百六十△

客貨車二千二百△小銃弾千三百六十萬

△ダムノ弾二萬△手榴弾二百三十萬

△砲弾八十一萬七千△迫撃砲弾百七十

一万八千

次に日露戦並に世界大戦と今次事變との

戦線の比較がこれと同時に發表されたが

これによると十一月末における北中支戦

線は南は杭州附近より求修、岳州、早市、

眞陽、正陽、關柘城、開封附近を経て山

西省境に及び遂に安北東方近くに達し全

長は二千九百七十五キロでこれを世界大

戦において數箇の大國が参加せる西部戦

線凡そ七百九十キロに比較すると凡そ四

倍に達し、また南支方面は戦線四百二十

五キロにして日露戦役における奉天附近

の戦線二百三十キロに比較し遙かに大で

ある、尙占據地域はチャハル、綏遠、河

北、山東、山西、江蘇、安徽の全省及び

河南の大部浙江の一部、江西の一部、廣

東の一部で面積は一、五一五、六九六平

方キロに達してゐる、我が全土六七五三

六五キロの二倍強で占據地以外の支那本

土三、二〇四五八八平方キロの百分の四

十七に當つてゐる、また人口は一六九五

〇九、〇〇〇人で、占據地以外支那本土

の人口二四八、三七二、〇〇〇人の百分

の六十八である。

我が〇〇部隊は十二月上旬より辽寧を冒

し冀中地區に對する討伐を開始し、中島

字野、今田、千田の諸隊を以て京山線南

側地區より重富、河原、吉澤の諸隊を以

て京漢線に沿ふ地區より行動を起し一舉

に白洋淀及び其の東方濕地帶以北の全地

域に於て多數の敵に多大の打撃を與へ、

又南雄飛行場をも急襲し同飛行場を完膚

なきまでに破壊して慄々全機無事歸還し

北方において強力な敵兵を猛爆敵兵二千

五百、軍馬二千五百に殲滅的打撃を與へ

を連ねて前走の空を快翔、增城東方及び

惡天候を衝いて出動した。即ち高橋、鹽

田、井上、齊藤、根上の各部隊は〇〇機

を刺す二十六、七の兩日我が陸の荒鷺は

が損害戦死七、戰傷一五。

南支の空珍しくも密雲に閉ざされ冷風肌

を刺す二十六、七の兩日我が陸の荒鷺は

を連ねて前走の空を快翔、增城東方及び

惡天候を衝いて出動した。即ち高橋、鹽

田、井上、齊藤、根上の各部隊は〇〇機

を刺す二十六、七の兩日我が陸の荒鷺は

を連ねて前走の空を快翔、增城東方及び

惡天候を衝いて出動した。即ち高橋、鹽

田、井上、齊藤、根上の各部隊は〇〇機

を刺す二十六、七の兩日我が陸の荒鷺は

を連ねて前走の空を快翔、增城東方及び

惡天候を衝いて出動した。即ち高橋、鹽

田、井上、齊藤、根上の各部隊は〇〇機

を刺す二十六、七の兩日我が陸の荒鷺は

を連ねて前走の空を快翔、増城東方及び

惡天候を衝いて出動した。即ち高橋、鹽

田、井上、齊藤、根上の各部隊は〇〇機

を刺す二十六、七の兩日我が陸の荒鷺は

を連ねて前走の空を快翔、増城東方及び

惡天候を衝いて出動した。即ち高橋、鹽

十二月二十九日

輸出水產物罐詰製造業許可規則（農林省

令第四八號）輸出品用原材料承認書交付

規則（商工省令第一〇六號）公布。

我が山根、中山、金、山崎各部隊による

紫金山及び禹門口一帶地域に於ける二十

五日より二日間に亘る総合戰果は極めて

巨大にして、我が前面に無敵皇軍の威武

を發揮した、其の戰果左の如し、一、遺

棄屍體千三百、一、捕虜八十、その他自

動機銃、手榴弾小銃及び弾薬多數を鹵獲
尙禹門口對岸より射撃せる敵砲八門は我
が細川部隊の的確なる射撃に完全に沈黙
せしめられた。

我が陸の荒鶯は二十九日午後零時半堂々
機翼を連らねて洞庭湖上空を通過、密雲
を衝いて常德（洞庭湖畔）一帶の軍事根
據地及び重要建築物に對し徹底的猛爆を
浴びせた、この猛爆に附近水上に浮ぶ軍
用ジャンク五十餘隻及び路上にあつた軍
用トラック群は木葉微塵となり陸の荒鶯
の威力を縱横に發揮して午後五時二十分
全機無事歸還した。

十二月三十一日

重慶脱出以來その去就につき全世界の注
目を集めてゐる汪兆銘は三十日午後九時
蔣介石並に國民党中央政治會議中央執行
委員會、中央監察委員會宛次の如き重要
メッセージを發表した、聲明全文左の如
し。

「去る四日開催された臨時全國代表大會

に於て發表された中國現在の抗戰理由に
關する部分に左の一節があつた、一九三
四年塘沽停戰協定締結の後あらゆる屈辱
を忍んで日本との交渉に應じて來たのは
一に軍事行動を避け次の二事業を和平的
方法によつて遂行せんと希うたに他なら
ない、即ち其の二事業とは、一は北支諸省
の安全を保障し第二は東北四省の懸案の
合理的な解決を實現せんとしたのである
即ち政治的に吾々の要求する最少限のわ
が國における外國權益の不侵害獨立の保
障領土の保全で地方經濟的には吾々の指
導方針は互惠主義と平等にあつた、然る
に一九三七年七月蘆溝橋事件の勃發によ
り支那は上記の如き和平的解決への希望
の到底實現し得ざるを知ると同時に武器
を取つて抵抗せざるを得ざるに至つた然
るに日本政府は去る十二月二十二日の聲
明において日支國交再調整に關する日本
政府の根本方針を闡明した、右聲明にお
いて強調せられた第一の點は善隣並に友

好の主義である、即ち右聲明に日本は友
邦に對し領土も代價をも要求するものに
あらず日本は支那の主權を尊重するも然
し支那の完全なる獨立を確保するために
日本は日本が明治時代において實行せる
政策の例に倣ひ日本人が支那において自
由に生活し且つ商業を營み得る代價とし
て日本は支那に對し租界を返還し且つ支
那における治外法權の撤廃に同意せんと
してゐる、日本政府がかかる宣言を嚴か
に發表せる以上和平的手段によつて北支
各省の安全を保障し得るのみならず、且
つ今次事變の過程において失はれたる領
土をも回復し、かくて支那の領土主權、
行政的獨立並に領土保全をなし得るであ
らう、されば吾々は大會の宣言に隨ひ北
支四省問題の合理的解決を得るために吾
々の態度を決定し何らかの措置に出づべ
きである。第二の點は防共締結である、
此の點は過去數ヶ年間に亘り日本政府に
よつて極めてしまふ提起され來つた、

然し吾々は日本とのかゝる防共締結事は支那の軍事的並に政治的問題の干涉にて導く可能性ありとして之に對し疑惑の念を抱いて來たが日本が日支防共協定は現存する日獨伊三國防共協定の正文と同様の精神によつて締結さるべき旨の極めて率直なる言明をなした以上かゝる疑惑は今や撤回されても可なりである、防共協定の目的は共産黨の國際陰謀を防止顛覆せんとするものである以上その理由に基く同協定は支那とソ聯との關係に影響を及ぼさしむべきでなく、しかのみならず中國共產黨は三民主義に隨ふべきことを誓約し且つその黨組織並に宣傳工作を止めその邊疆政府を廢止するとともにその特別軍事組織を廢止した中華民國政府創立制度に絶對に服従すべきことを誓約した三民主義なるものは支那國民の根本主義である、從つて祖國を防衛する吾々の義務を遂行するためには吾々は自動的且つ積極的に右の主義と背馳するあら

ゆる組織とか宣傳とかを彈壓しなければならぬ。第三の點は經濟提携である、この問題も亦同様過去數ヶ年に亘り日本政府からしばゝ申込みがあつた、然るに現在まで吾々が政治的混亂を未解決のまま残してゐる限り經濟提携の如きは全く問題とならぬとの見解を持て來た、然し日本政府は今や嚴肅に日本は支那主權、行政的獨立および領土を尊重することを言明し且つ經濟的に日本は支那に対する獨占的支配を目的とするものでなく且つ第三國權益の制限を要求せんとするものでもない否、日支兩國間の經濟提携協力のため平等主義に立つべきことを豫約してゐる。事態が斯の如くであるならば吾々は原則としてこれに同意しその基礎の上に各種の具體的提案を提出しなければならぬ、余は慎重な考慮の後次の如く確信する。國民政府は上記の三點の基礎の上に速かに和平回復のため日本政府との意見の交換をなすべきである、この際去

る十一月六日の日本政府の聲明において一月十六日の聲明に述べた態度を變更したことと想起せねばならぬ、從つて若し國民政府が上記の三點を和平討議の基礎とするならば商議への途は開かれるのである、支那の武力抵抗の目的は國家の存續と獨立とを確保するためである、次に一年以上に及ぶ現在の戰ひの過程に於てわが國は甚大なる打撃を被つた、若し吾々が正義に則つて和平を再建し得るならば國家の存續と獨立とは維持され茲に武力抵抗の目的は達成されるのである、而して以上の三點は和平の精神と一致するものである更に和平の條件につき吾々は其の條件の妥當性を確實ならしむるためこれに慎重なる考慮を加へなければならぬ、就中特に重要な點は日本軍の支那からの撤兵でその全部が急速にあらゆる方面において一齊に行はれなければならぬことである、更に同意された日支防共協定の存續期間中日本軍の駐屯すべきい

はゆる特定地域はたゞ内蒙の附近のみに制限されなければならぬ、この駐兵は正に支那の主権並に行政的獨立及び領土権に影響を及ぼすものであるが支那は以上の制限が行はれることによつて初めて戦後復興と再建事業とを遂行し得るのである、日支兩國の近隣關係に鑑み中國並に日本の善隣と友好關係とは極めて自然なことであり且つ必要なことである、正常な狀態を逸脱したる現状は徹底的に再検討を加へる必要がある、日支兩國双方とも右に對し相互の責任を糾明すべきである。日支兩國間の恒久的和平の礎石を築くためには教育政策を善隣主義と相矛盾せしむべきでなく他方日本側においても又支那に対する傳統的蔑視態度並に征服思想を放棄しその代りに親支的教育政策を樹立すべきである、これこそ東亞の福祉のために吾々の努むべきところである、同時に太平洋におけるのみならず廣く全世界における和平と安全とを確保す

るために吾々は國際親善並に相互の利益増進の共通的な大義のためあらゆる關係各國とも協力すべきである、余はこの機會を利用して以上述べ來つた提案をなし且つこれら提案が容れられんことを衷心希望するものである、一九三八年十二月二十九日。

十二月三十一日

汪兆銘の對蔣政權和平勸告に關聯し香港において傳へられてゐる報道によれば蒋介石は汪の聲明を憤り汪の重慶脱出を看過した自己の幕僚の一部及び汪兆銘に緣故のある要人を何れも拘禁嚴罰に處したがくて汪聲明は蔣政權内における和平、抗日兩派の分界を明白にしたといはれるる。

一月一日

輝く戰捷のうちに迎へた事變第三年一月一日 天皇陛下には四方拜、歲旦祭をはじめ數々の新春の御儀に嚴かにも壽ぎ深き一日を過ぎさせ給ふ、大内山に曉闇未

だ渡き午前五時半、陛下には畏くも若水御淨身遊ばされ御束帶、黃櫈染御袍の御装ひも神々しく賢所神嘉殿の南庭に出御、御屏風の内にて親しく伊勢神宮、各山陵をはじめ、天神地祇を御遙拜遊ばされ、年頭に當り寶祚の無窮と國運の隆昌を御祈念あらせられ、更に同五時四十分賢所、皇靈殿、神殿に御親拜協かに歲旦祭の御儀を行はせられる。・
宮内大臣謹話 昭和十四年を迎ふるに當り謹んで皇室の御近狀を申上げます、天皇陛下には天機愈御嚴はしく玉體彌が上にも御健勝に拜しますることは誠に慶祝の至りで御座います、祭祀のことは特に御嚴格に行はせられ支那事變勃發以來御軍務御政務は一層御多端に瓦らせられ時としては御夕食の御時刻を過ぎて尚御允裁を仰ぐことも少くないであります又戰局に關する刻々の情報は其の都度直ちに侍從武官より奏上いたすのであります
が、尙毎夜御寝に先立ち侍從武官を召

して數々の御下問を拝しますことは戦局の推移について御轉念あらせらるゝかを

拜察し得て餘りあるところ存じます、皇

后陛下には義に御吉兆を拝しましたが其

の後の御経過至極順調に渡らせられま

す、傷痍軍人のために御手づから綱帶を

お巻き遊ばされ又有難き御歌を御詠出遊

ばされ、全國の陸海軍病院に各宮妃殿

を御差遣親しく傷病將兵を御慰問せしめ

給うたこと併せて重ねゝ感激に堪へ

ぬ次第で御座います、

皇太后陛下には大宮御所にあらせられ御

機嫌益々麗はしく大正天皇の御靈に對し

奉りては一日たりとも御拜を缺かせ給ふ

ことはあらせられざる由に漏れ承ります

めて御健やかに御成長あらせられ三内親王殿下には宮城内吳竹寮に御起居遊ばされ御仲睦まじく御勉學あらせられます。

首相新春の第一聲、「新年を迎ふに當り謹みて無窮の聖壽を壽ぎ奉り、彌榮え行く皇室の御繁榮を祝し奉る、天皇陛下には事變下殊の外御繁忙なる御政務御軍務に、日夜御精勤遊ばさるゝ事に寔に畏れ多い恵みである、又今回の事變に際しては、秋父宮殿下を始め奉り各宮殿下が金枝玉葉の御身を以て御參戰遊ばされ、前線に將兵と勞苦と共にせられたる事も感激に堪へざる所である、我々臣民は、益々御奉公の誠を致し、皇謨を扶け聖旨に副ひ奉る事を期するものである。

◆

又大陸の山河に屍を埋めたる英靈に對しては衷心哀悼の意を表すると同時に、其

の遺志の達成を誓ひ、傷病の身を衣白にゆかせ給ふ御有様は洵に歡喜感激に堪へない所であります、義宮殿下を始め奉り照宮、孝宮、順宮の三内親王殿下にも極

支那事變は早くもその第三年を迎へ、我々は過去十八ヶ月間に於ける比類なき戰

果を集約援用して新東亜建設を本格的に進むる段階に入つたのである。政府が過

去一年を通じ局面の展開毎に中外に向つて宣明したる如く、日本の態度は終始一貫、東亞積年の禍根の武力掃蕩を續くる一方、支那の志士仁人と相携へて東亜恒久の平和を拓くにある、大觀すれば日本

は、東亞諸國の爲に國家興隆の先驅を成し來たつたのである、今や日本の登場以

前に於て東亜を繫縛せる拘束より東亞諸國を解放し眞に東西文化の綜合融和を致すべき任務が現代の日本國民に課せられる

たる、亦故なしとしない、我々は先人の偉業を繼承して、斷じて目的の貫徹を見ざれば止まざるものである。

◆

義に東亞の再興に目醒めたる滿洲國は益々發展し帝國との提携は愈々緊密となつ

た、一方慘澹たる支那の戦場にも新しき理想は胎動し始めた立罩めた砲烟の空間にには、東亜再建を目指す更生支那の空気が明瞭に感得出来るのである。即ち今や多難ではあるが希望に明るき前途に向つて、日滿支幾億の民衆は手を携へて建設の巨歩を踏み出したのである、茲に昭和第十四の新年を迎ふるに際し、國民諸君と共に更に大なるべき國民生活各般の重壓を甘受し愈々持久の陣を固め、興亞の大業に邁進せむ事を誓ふ次第である。

山西の大掃蕩戦に奮闘中のわが工藤、高樹兩部隊が去る二十五日火蓋を切つて以來二十七日大塹占領までにおける戦果は次の如く莫大なるものである、敵の遺棄死體六百十、捕虜二十二、馬三十、鹵獲品小銃百、手榴弾三千五百、防寒外食及び軍服多數、なほ工藤部隊正面の敵は十六軍六十九師、六十六師、七十二師で何れも四散し全く戰意を喪失してゐる。

一月三日

時局日誌

中支軍報道部二日發表 鄱陽湖西方地區修水河畔に於て我軍は特に正月の祝日に際し支那軍の動靜に注意し警備を嚴にしありし所、豫期の如く一日朝若溼西北方地區の我が警備線に對し小競にも來襲せる支那軍あり、我方は直に猛火を以つてこれを迎へ反撃これを潰走せしむ、支那軍は第三、第九師及び新編四師約二千名にして戰線に遺棄せる屍體のみにても約四百に達せり、我軍はチニヨ機關銃十、小銃七十三を鹵獲せり、我が損害戦死五負傷十四を出だせり。

蘆山に築食ふ殘敵掃蕩のため管倉部隊は十二月三十一日再び行動を開始夜襲を敢行して尖山、胡羅馬尖、孔家祠の各蘆山西麓敵陣地を拂曉と共に占領、更に范家山珠金東方高地を陥し、いれ包圍線縮小に成功した。

我が軍の猛進撃により逃げ遅れた大別山中の敵は武漢陥落後も隨所に潛伏ゲリラ戰術により我が守備隊に反抗して來たが彼等は最近の寒さに加へて食糧缺乏文字通り飢と寒さに進退谷まり十二月早々から一箇小隊一箇中隊と列を成して各所の我軍に續々歸順し始め各部隊では餘りに多いので處分に困り一箇聯隊とか一箇師團とか纏まつて來いと獎めてゐる。

一月四日

大藏大臣ノ主管ニ屬スル法人ノ設立及監督ニ關スル件（大藏省令第一號）公布。

新春早々修水河を渡つて進撃して來た大部隊の敵はわが第一線部隊の果敢なる奮闘に擊退され、敵一部隊は修水河上流凡六キロ張公渡附近の白壁の家に踏止まり同安峰、埋姑庵の兩方面からの側射を掩護として頑強に抵抗して居たが、わが小松、福井各部隊はこの機を逸せず三日夜來山田、橋本各部隊の猛射の中を前進敵は必死に銃砲弾を送り來つて我進撃を喰ひ止めるとした、新春早々戰友の犠牲に憤激した將士は奮迅の勢ひを以て敵に迫り四日未明には白壁の家を圍んで間もなく

く占領、凱歌を揚げた。

元旦早々我が中支軍は到るところで敵軍を擊破武威を輝かしてゐる。

一月五日

樞密院議長正二位勳一等男爵 平沼騏一郎

任内閣總理大臣

正三位勳一等公爵 近衛 文麿

任樞密院議長

厚生大臣正三位勳二等侯爵 木戸 幸一

任内務大臣

大藏次官從四位勳三等 石渡莊太郎

任大藏大臣

從三位勳二等 櫻内 幸雄

任農林大臣

拓務大臣從三位勳一等 八田 嘉明

任商工大臣兼拓務大臣

司法大臣從三位勳二等 鹿野 季彦

兼任遞信大臣

從三位勳一等 前田 米藏

任鐵道大臣

厚生次官從四位勳三等 廣瀬 久忠

近衛首相は總辭職決行に當り其の理由に

任厚生大臣

正四位勳二等 田邊 治通

任内閣書記官長

叙高等官一等

從三位勳二等 黒崎 定三

任法制局長官

樞密院議長正三位勳一等公爵 近衛 文麿

内閣官制第十條ニ依リ特ニ國務大臣トシテ内閣員ニ列セシム

内閣總理大臣公爵 近衛 文麿

内務大臣 末次 信正

農林大臣伯爵 有馬 賴寧

遞信大臣 永井柳太郎

鐵道大臣 中島知久平

各通

つき談話の形式で左の如く聲明した。

「本日私は閣下に辭表を捧呈いたしました、私は一昨年六月乏しきを以て圖、らずも大命を拜し内閣首班の重責に膺りますするや日ならずして支那事變の勃發を見るに至り、内外の時局はとみに重大を加へたのであります。

私は菲才その任に堪へざるを惧れたのが故に、敢て鈍鈍に鞭つて今日に及んでありますですが、事態の推移は容易に内閣の更迭を許さないものがありました。でもあります、然るに今や事變は新段階に入り東亞永遠の平和を確保すべき新秩序の建設に向つて主力を注ぐべき時期に到達いたしました。

惟ふに此の新たなる事態に處するが爲には新たな内閣の下に新たなる庶政の構想工夫を運らし以て民心の一新を図ることの必要なるを確信するものであります、然も事變に處すべき帝國不動の方針は極に畏くも聖斷を仰いで確定

せられて居るのであります、私は今こそ重責を拜辭すべきであります。この上猶任に止まることは恐懼に堪へぬと思ひます、是れ閣下に骸骨を乞ひ奉つた所以であります」。

平沼新首相は五日夜親任式の終了後直に首相官邸で初閣議を開き首相談の形式による聲明を發表すると共に内閣記者團と會見し施政方針の一般について所見を語つた。

一月六日

國民職業能力申告令(勅令第五號)、北海道廳官制中改正(勅令第六號)、國民職業能力申告令施行ニ關スル事項)、地方官々制中改正ノ件(勅令第七號)同上)公布。

天皇陛下には六日、晴れの歸還將軍、前中支方面最高指揮官畠俊六陸軍大將を召させられ拜謁仰付けられて具さに軍狀を御聽取あらせられたうへ正午豊明殿に出御、閑院參謀總長宮殿下、朝香中將宮殿下御臨席のうへ同將軍に午餐の御陪食仰

付けられたが御宴殿には板垣陸相、寺内

軍事參議官、西尾教育總監、山脇次官、中島參謀次長、松平宮相、百武侍従長、宇佐美侍從武官長らも陪席を仰付けられ

終つて千種ノ間で一同に茶菓を下賜、烟將軍の武功誤等を聽召されて天機麗しく入御あらせられ、將軍は聖恩に感激しつ

ト午後一時半過ぎ宮中を退出した。陸の荒鷺を率ゐて全支那大陸を翼下に收め赫々の武勳を立てたが不幸病を得て白衣歸還の徳川好敏中將は六日廣島驛發列車で大阪陸軍病院に向つた。

平沼新首相は六日午後七時三十分からA.Kのマイクを通じ「大命を拜して」と題して左の如く國民に呼掛け事變處理に關する帝國不動の方針を強調し國民に舉國一致の協力を要請した。「私はこの重大時局に際しまして圖らずも大命を拜し、昨新内閣總理大臣の重任に膺ることゝ相成りました、茲に全國民諸君に親しく御挨拶の言葉を申述べることは私の最も

欣幸と致す所であります。

支那事變は既に第三年を迎へ着々戰果を收めて今や新しい段階に入りました、是れ偏へて御稟威の下、忠勇なる將兵諸士

の一團と統後國民の熱誠とに依るものであります。寔に感激の外ありませぬ、殊に長期に亘り各地に轉載し、幾多の艱難を克服し而も連捷を重ねつゝある我が

將兵の方々に對しましては心より感謝致すと共に護國の英靈に對しましては深く哀悼の意を表する次第であります。

支那事變に對處すべき帝國の方針は、畏くも聖斷を仰ぎ奉つた確固不動のものが存するのであります、前の内閣は之に基いて諸般の施策を進めたのであります。方針に基きまして、あくまで所期の目的達成に一路邁進するのみであります。因より時局の前途が愈々多難なるべきは察するに難くないのですが、この難局を打開し光明ある前途を拓きます

爲には、國家の總ての力をこの目的實徵に集中すべきは言を俟たぬ所であります。従つて今後の政策の重點は綜合國力の擴充に置き、廣く世界の状勢を注視して之が運用に當りたいと思ふのであります。既往に泥まず、新奇を衒はず、専ら國家總動員態勢を強化して内外各般の國策遂行に當るつもりであります。

申すまでもなく、我國の政治の基礎は、全國民が如何なる職業にあつても各々その分を盡して皇室を輔翼し奉る萬民輔翼に存すると思ふのであります、それ故に假令如何なる國難に直面しても却つて益々一致團結國體意識を強化して之を克服し來つたのであります、先般の開院式の御勅語の中に仰せられた如く、此の傳統的國民精神の昇揚と國家總力の發揮こそ東亞に於ける新秩序の建設といふ大業を完成する最も大事な要件であります。

私は大命を拜しました上は、聖旨を奉體

し、粉骨碎身、御奉公申し上ぐる決心であります、全國民諸君に於かれましては此の心持を諒とせられ、舉國一致、協力せられんことを切望して已まぬ次第であります」

一月七日

滿洲移民國策今後の根本方針を決定する日満鮮合同移民懇談會は七日午前十時から日満軍人會館で各機關代表凡八十名出席の下に盛大に開催された、磯谷關東軍參謀長の挨拶の後、片倉中佐は移民根本國策基本要綱について原案の説明をなし假令如何なる國難に直面しても却つて益々一致團結國體意識を強化して之を克服し來つたのであります、先般の開院式の御勅語の中に仰せられた如く、此の傳統的國民精神の昇揚と國家總力の發揮こそ東亞に於ける新秩序の建設といふ大業を完成する最も大事な要件であります。

申すまでもなく、我國の政治の基礎は、全國民が如何なる職業にあつても各々その分を盡して皇室を輔翼し奉る萬民輔翼に存すると思ふのであります、それ故に假令如何なる國難に直面しても却つて益々一致團結國體意識を強化して之を克服し來つたのであります、先般の開院式の御勅語の中に仰せられた如く、此の傳統的國民精神の昇揚と國家總力の發

展の責任分野を確立、同時に日満を一體化せられんことを切望して已まぬ次第であります」

一月七日

滿洲移民國策今後の根本方針を決定する日満鮮合同移民懇談會は七日午前十時から日満軍人會館で各機關代表凡八十名出席の下に盛大に開催された、磯谷關東軍參謀長の挨拶の後、片倉中佐は移民根本國策基本要綱について原案の説明をなし假令如何なる國難に直面しても却つて益々一致團結國體意識を強化して之を克服し來つたのであります、先般の開院式の御勅語の中に仰せられた如く、此の傳統的國民精神の昇揚と國家總力の發

展の具現のため道義的新大陸政策の見地から、東亞の安定を目的として滿洲國における民族協和の達成、國民組織の強化、產業開發の促進に併せて日本における人口、農村問題解決並に日滿不可分關係の

強化を圖るため日滿兩國において一貫不動の移民國策を樹立する事を根本理念とする。これがため移民政策の兩國分擔協力兩部門の責任分野を確立、同時に日満を一體化せられんことを切望して已まぬ次第である。

練指導の二元化を排する、従つて日本側は移民の募集、訓練、送出し助成などに於いて合理的な方法を講じ官民一致協力して適良な移民の大量入植を行ふ。

滿洲國は拓殖事業の一元的措置をなし土地の取得配分、營業形態、移民の諸取引機關、内鮮人の入植現住滿農の補導などについて刷新的方法を講ぜしめ、入植用地の取得については濕地、アルカリ地帶、森林原野など膨大な未利用地の開發主義を確立しその整備は原則として國營とすれば、東亞の安定を目的として滿洲國における民族協和の達成、國民組織の強化、

和調整に努め己むを得ざるものゝ外は他に移住せしめない方針の下に積極的保護

に努める、移民及び之が爲移住した満農に對しては納稅の減免、物納主義を併用して負擔の輕減を計り義務工作制度の研究を行ふ。

移民の生活様式、教育、宗教、文化方面に對しては劃一的方策を排し、適地適應主義にする、特に青少年移民は各種移民の基底として優良な青少年の大量移住により、日滿不可分の理想國家建設に資する、これがため満洲國政府は協和會日本側機關と協力し強力なる指導統制機關を滿洲に設け、これによつて訓練を行ひ基礎、實務に分ちて訓練設備を設ける、内地における募集訓練から満洲移住地に定着する迄一貫した指導精神と隊編成によつて訓練指導を爲し同時に各民族を合せて協同訓練を與へ移民と協和會との關係は移民に對して協和活動を促進し、現在の滿農との民族協和を圖り、又財政的負擔に就ては日滿不可分の原則に従つて物心兩方面とも負擔の均衡を圖る。

斷末魔の混亂を傳へられる抗日の首都重慶は七日再びわが空軍の奇襲を受け本年最初の爆撃に見舞はれた、この日午前十時半陸の荒鷲田中(友)、服部、原田各部隊は堂々數十機の鵬翼を並べて寒冷の〇〇基地を出動、珍しく快晴の中支の大空を壓して重慶を急襲した、しかし目的

地に近づくに連れ附近一帯は相變らず特有の密雲のため視野を遮られた、わが太編隊は、この雲層を衝いて重慶上空に達し、たつた一つボッカリ雲上に頭を出してゐる金佛山(海拔千八百メートル)を目標に大膽なる推測爆撃を敢行重慶市街及び飛行場に大型爆弾を叩き込み新春初爆撃に絶大な效果を收めて全機夕陽を浴びながら歸還した。

一月八日

汪兆銘が過般の重大聲明と共に過ぐる十二月二十八日附を以て中央常務委員會及び國防最高會議宛に提出した書簡は八日午後八時發表された、全文左の通り

「本日九日(一九三八年十二月九日)余

は蔣介石に對し目下支那の當面してゐる困難は如何にして戰爭を持続するかの問題である、日本の當面してゐる困難は如

何にして戰争を終熄せしめるかにある、兩國共に自己の困難を知ると共に相手方の困難を知悉してゐる、從つて和平は決

して望みなきに非ず、更に和平問題を對外關係について見るに我々は英米佛各國の援助とソ聯の默諾、獨伊兩國の不干涉、

特に日本の覺醒を期待し得るであらうと述べた、然して若し日本が武力を以てし

ては支那を征服し得ず且つ東亞に於て絶對的霸權を樹立し得ずとの事實を認識し

たならば和平は遂に招來し得るであらうと述べた、余のこの見解は同日列席せる

同志諸君はいづれも共に聞いてゐる筈である。

十二月二十二日日本政府より發せられた

聲明に見るに日本が支那に關する從來の態度につき反省する所なかつたとは云ひ

難い、想起するに昨年（一九三七年）十二月始め南京陥落に先立つてドイツ大使

が入京し蔣介石に謁して述べた日本側の條件は今次近衛聲明の如く明確でなかつたのみならず且つこれに比し遙かに苛酷であつたにも拘らず蔣介石は大局を考慮してこの條件を以て和平の基礎として受理するに何等躊躇しなかつたのである、

其の後日本側は時日を遷延し南京陥落後更めて條件を提出したが其の條件の範囲廣漠にしてために問題は停頓するに至つた。然るに今日日本は既に今次の近衛聲明に示した如く反省し覺醒する所あつた、よつてわが國に於ても宜しく答ふるに聲明を以てし之を以て和平交渉の基礎として折衝に努力し、斯くして具體案について相當の解決に到達しめるせことを得ば即ち戰局を終結せしめ以て東亞安定の局面を確立し得るであらう、此の機會は實に二度と失ふべからざる機會である

のだ、英米佛からの援助は次第に具體化され、英國は軍事的援助を以て、美國は經濟的援助を及ぼし軍事方面において吾々に決定的な勝利を確保せしめるに十分なものではないのである、この事は何人も知悉する所でありこれ以上の説明を必要としない底のものである。國際情勢に關聯して言へば英米佛の協力を得ずしてはソ聯も亦何等支那を助けるため獨立の行動を取

り得ぬことは明かであり、一方ドイツ及びイタリーは我が方が和平の確立に乗出せば必ずや欣然としてわが方と協力するであらう、國內にあつては共產黨及び支那の滅亡と國民政府の倒潰、國黨の崩壊を希民求する少數人を除き和平解決に同意せるものはあるまい、よつて余はこの點を沈思默考した後初めて中央に向つて和平解決を提議せるもので、別書を以て蔣總裁に意見を陳述せる外、謹んでこゝに卑見を披瀝し伏して諸同志がその具

平を譲ずるにより有利なる地位に置き得る」

一月九日

市街地建築物法施行令中改正ノ件（勅令第一〇號、第一一號）、市街地建築物法施行規則中改正ノ件（内務省令第一號）、原蠶種料金令（勅令第一三號）、原蠶種管理法施行規則中改正ノ件（勅令第一號、第二號）公布。

一月十日

ヘンガリ－王國外務大臣チャーリー・キ伯より十日張國務總理に宛てた滿洲國正式承認の電文左の通り、日本大臣はヘンガリ－王國を代表して同政府が貴滿洲國を承認したる事實を閣下に通報するの光榮を有す、本大臣は右事實が兩國間の諸關係に対する幸福なる結果を齎すべきものなるを切望すると共に茲に閣下に向つて最高の敬意を表す。

汪兆銘の聲明は果せる哉全支各地に異常な反響を起すに至り廣東婦女聯合會は眞

誠に鑑み、枉げて賛同を賜らんことを祈る」

に支那を憂ふる女性の立場より宋美齡に

對し勸告を發した、その大要左の如し、

「我々は廣東全女性の名に於て勸告

す、即ち今次汪兆銘先生の宣言は日本

への理解あり且つ正しき認識の下に於

てなされる東洋平和の礎石たらんとす

ることにある、過去一年有半我々は抗

日支那の名に於て我々の夫、兄弟、子供

を犠牲に供したが得たものは焦土と廢

屋と無意味な抵抗と呪はれた容共政策

のみである、破壊の爲の一滴の血涙も

最早浪費することは出來ぬ、宋美齡に

言ふ、我等は廣東全女性の名に於て平

和を愛し平和を要求する、これは支那

民衆の良き母、良き妻、兄弟子供であ

る我等の當然の權利であることを主張

するものである、我々は一切の迷夢よ

り覺め、大東亜の建設に日支提携し新

支那の母體たらんことを期するのであ

る。既に平和への第一矢は放たれた、

この平和の矢はあらゆる抗日の心臓を

射抜くであらう」。

我が陸軍航空隊の服部、野本、柴田、相澤、佐瀧、鈴木、田中、井關、桑原、原田、酒本、吉林の各部隊は第五次敵首都爆撃のため十日早朝快晴の大空に數十機の鷲翼を連ね大編隊群を以て一路重慶空襲を敢行し敵軍事施設に對し大損害を與へると共に敵の心膽を寒かとしめ大成功裡に日没頃全機無事歸還せり。

一月十一日

東久邇中將宮殿下には今回軍事參議官に親補せられ十三日午後宮中に於て親補式が執り行はせられ同日内閣より左の通り發表された。

企畫院の交迭

陸軍中將大勳位 総 彦 王
補軍事參議官

企畫院次長從四位勳三等 青木 一男
尙瀧前總裁に對しては左の通り發令され

た

依願免本官 企畫院總裁 滉 正雄

警視總監、警保局長の更迭並に多久千葉

縣知事の東京市教育局長轉出に伴ふ内務

省人事異動は十一日左の如く發令された

任警視總監 岡山縣知事 萱場 軍藏

任岡山縣知事 警保局長 本間 精

任警保局長 土木局長 安藤狂四郎

任土木局長 芙城縣知事 挿間 茂

任芙蓉縣知事 吉永 時次

任茨城縣知事 警保局保安課長 清水 重夫

任和歌山縣知事 兼經濟保安課長 清水 重夫

任警保局保安課長兼經濟保安課長 任和歌山縣知事

任千葉縣知事 烏取縣知事 立田 清辰

京都府總務部長 橋本 清吉

任警保局保安課長 任千葉縣知事

長崎縣總務部長 副見 喬雄

任鳥取縣知事 北海道廳總務部長 留岡 幸男

任秋田縣知事 警視廳警務部長 岩上夫美雄

大阪府警察部長 荒木 義夫
任警視廳警務部長

任石川縣警察部長 山田 優介
愛媛縣警察部長 山田 優介
任福井縣經濟部長

厚生省衛生課長 松原 久人

警視總監 安倍 源基
千葉縣知事 多久 安信
任富山縣警察部長

警保局圖書課長 大島 弘夫
任鹿兒島縣總務部長

支那事變ニ際シ徵備セラレタル機船底曳網漁船ノ代船ニ關スル特別取扱ニ關スル件(農林省令第五號)、陸軍技術本部事務

依頼免本官 厚生省體力局體育課長 村田 五郎
任愛媛縣警察部長

靜岡縣總務部長 中里 喜一
任京都府總務部長

昨年十二月に於ける北支方面討伐に於ける戰果左の如し。

警保局外事課長を命ず 厚生省勞働局勞政課長 永野 若松
任奈良縣學務部長

任茨城縣經濟部長 山口縣事務官 中川 金正
福井縣經濟部長 高橋 一郎

一、敵兵力八萬五千百

石川縣警察部長 高橋 康彌
土木局港灣課長を命ず

任茨城縣經濟部長 生悅住求馬
任奈良縣學務部長

一、敵の遺棄死體一萬五千、捕虜二百七

警保局圖書課長を命ず 厚生省勞働局勞政課長 永野 若松
任奈良縣學務部長

任茨城縣經濟部長 山口縣事務官 中川 金正
福井縣經濟部長 高橋 一郎

十一、歸順匪四百五十一、鹵獲押收兵器(速射砲一、機關銃、四輕機關銃六、自動小銃七、小銃、拳銃、彈藥、手○

任警視廳刑事部長 富山縣警察部長 菅澤 肇
任大阪府警察部長

任靜岡縣總務部長 白戸半次郎
岐阜縣學務部長 高野 長春

器(速射砲一、機關銃、四輕機關銃六、自動小銃七、小銃、拳銃、彈藥、手○

任長崎縣總務部長 石川縣總務部長 白戸半次郎
任三重縣警察部長

任靜岡縣學務部長 芙城縣經濟部長 井上 文介
任山形縣警察部長

器(速射砲一、機關銃、四輕機關銃六、自動小銃七、小銃、拳銃、彈藥、手○

任富山縣警察部長 大坪 保雄
任石川縣總務部長

任山形縣警察部長 藤原 健治
任長崎縣總務部長

器(速射砲一、機關銃、四輕機關銃六、自動小銃七、小銃、拳銃、彈藥、手○

任福井縣經濟部長 白戸半次郎
任長崎縣總務部長

任靜岡縣總務部長 芙城縣經濟部長 井上 文介
任山形縣警察部長

器(速射砲一、機關銃、四輕機關銃六、自動小銃七、小銃、拳銃、彈藥、手○

任福井縣經濟部長 高野 源造
任愛知縣經濟部長

任奈良縣學務部長 芙城縣經濟部長 刀藏 有秋
任山形縣警察部長

器(速射砲一、機關銃、四輕機關銃六、自動小銃七、小銃、拳銃、彈藥、手○

任福井縣經濟部長 高野 源造
任愛知縣經濟部長

任奈良縣學務部長 芙城縣經濟部長 刀藏 有秋
任山形縣警察部長

器(速射砲一、機關銃、四輕機關銃六、自動小銃七、小銃、拳銃、彈藥、手○

任福井縣經濟部長 高野 源造
任愛知縣經濟部長

任奈良縣學務部長 芙城縣經濟部長 刀藏 有秋
任山形縣警察部長

器(速射砲一、機關銃、四輕機關銃六、自動小銃七、小銃、拳銃、彈藥、手○

一月十四日

陸軍省官制中改正ノ件(勅令第一五號)
公布。

英伊第二次會議は十二日午後五時半より一時間十五分に亘りヴェネチア宮で開かれた、確聞するにこの會議では一切の歐

洲問題に關し意見を交換、ムソリニ首相

は特に對佛問題及びスペイン問題に關し

その意見を披瀝し對佛問題に關しては一九一五年のロンドン協定第十三條に基くほか交渉開始の意思な事を明かにし、スペイン問題に關しては既報の通りこれ以上不干涉委員會の勸奨に従つてイタリイ義勇兵を撤收する意思な事を闡明した、即ち對佛問題については領土權の委譲を要求（但しチニスを指すや否やは不明）する事、スペイン問題はイタリのフランコ政権援助により終局的勝利を確保する意向なる旨を斷乎闡明したわけで、これに對してはチエンバレン氏も遂に妥協點發見の途なくイギリスは佛伊兩國が直接交渉をなす様積極的に勸奨する意思なき事、萬一の場合イギリスが對佛援助義務を有するや否やは明言出來ない旨の二點を明かにし英伊會談は遂に備か二回で終了した。

二月十六日

伊東聯合司令長官

明治二十八年二月十三日北洋艦隊降る

（報知新聞所載）

昨十二日午前清國砲艦鎮北白旗を掲げ艦長丁軍使となり水師提督の書面を持來る其要に曰く彼は初め十分に戦ひ艦亡び人盡きて後已むの精神なりしも今や生靈を保全せんことを希望するため悉皆の軍艦砲臺兵器を献すべきにつき本官兵員其他人民は清國人外国人共に其生命を助け各々故郷に歸ることを許されたし若し之を許さるならば英國艦隊司令長官を以て證人と爲したしと、依つて本官は之に答ふるに請求の趣は承諾せり就ては明日即ち十三日に軍艦其他を受取るべし其時刻方法の如きは更らに協議すべし人は我國艦船にて便宜の地に送るべし英國艦隊司令長官を證人と爲す件は無用なるべし、尙書面に對し明朝十時までに確答すべきを以てし猶ほ書面中に水師提督は戰全く止むまで我國に在るの得策なるべきを勧告し造りしに本日午前八時三十五分昨日の軍使再び水師提督丁よりの書面を持來る、其要に曰く願の趣承諾を得、生靈の爲に感激に勝へず只兵員の軍裝を解き行李を整ふる等のために總ての引渡を爲すは來る十六日後に致されたしと又軍使の言に據れば右書面を認めたるや水師丁督は吾事了れりと爲して自殺を遂げ定遠艦長劉も之に殉じ在劉公島の陸續領張も亦自殺せりと本官は彼是の處置を察すれば彼が十六日まで引渡延期を請求の無理ならざるを認めて之を承諾し之に關する諸手續を定むる爲め外國人にあらずして責任ある支那將校が本日午後六時までに本艦に來るべきを命じ軍使を遣らしめたり。